**砂防指定地内制限行為許可申請の手続きについて**

（１）**申請書(様式第1号)**

（２）**位置図**

①当該行為をしようとする場所を縮尺1/10,000～1/50,000の地形図に赤色で記入すること。(住宅地図可)

②最寄りの公道から申請場所までの道順を示すこと。

（３）**公図写し**

　　　①法務局備付けの公図等から、当該行為区域及びその隣接土地のすべてを含む広い範囲を正確に転写したものと

　　　　し、当該行為区域を赤色で表示すること。

　　　②当該公図の転写年月日、転写場所及び転写者職氏名を記載し､転写者が押印したものとする。

（４）**実測平面図(現況・計画)**

①縮尺1/250～1/2,000のもので、現況を表示するのに適当なもので、当該行為区域及び周辺地域の地形が判定できるものとし、切土、盛土、構造物を色分けしたうえ、当該行為区域及び砂防指定区域を明示すること。

②当該図面の測量年月日及び測量者（作成者）職氏名を記載すること。（以下の図面についても同じ。）

（５）**縦横断面図(現況・計画)**

①縮尺1/100～1/300とし、当該行為区域を明確に記入すること。

②隣接地との関係がわかるものであること。

③河川勾配は1/nで、道路勾配はｎ%でそれぞれ記入すること。

（６）**求積図**

①砂防指定区域内の行為区域の面積を求積すること。

②縮尺は1/100～1/500とし、三斜法等による面積求積線及びその数値を記入した図面とする。

（７）**工作物の構造図**

（８）**現況写真**

　　　行為区域の状況を明確に把握することができる全景及び細部の写真とし、写真撮影日を記入するとともに、写真

撮影位置を実測平面図に記入すること．

（９）**土地に関する権原証明書等**

　　　①申請地及び隣接地の土地所有者一覧表(地番・地目・地積・所有者住所・氏名)

　　　②自己の所有地で行為をするときは､当該土地に係る登記簿謄本

　　　③当該土地が、他人の所有に属する場合にあっては、当該土地に係る登記簿謄本及び当該土地の所有者の同意書

　　　　等の写し

（10）**利害関係人の承諾書**

　　　当該土地における行為によって､治水上砂防の上で直接影響を受けると予想される利害関係人の承諾書

　　　　　　　　（ただし、承諾が得られない場合は､その理由書及び紛争解決に関する誓約書を添付すること。）

（11）**関係他法令一覧**

　　　①関係他法令一覧に規制の有無を記載

　　　②他の法令等に基づく許認可を必要とする場合は、これらの処分を受けていることを示す書面

(許認可書等又は申請書受付印を押印したものの写しを添付)

**※**その他必要に応じて下記の書類を添付すること

**○委任状（任意の様式）○損害賠償責任負担請書**○排水計画平面図（流水の方向、勾配及び水路断面を記入すること｡）○排水計画計算書　○防災計画図　○防災計画書（切土量、盛土量、残土量、残土処分地を記入すること。また、降雨

時の土砂流出に備えた常備資材も具体的に記入すること。）　○構造物の安定計算書　**○工程表**○その他県民局長が必要と認める図書

１正本１部、副本２部または3部（砂防法6条指定がある場合）を作成の上、申請先の各市町に副本1部を提出し、残った正本1部、副本1部または2部に経由印押印を受けたものを姫路土木事務所 管理第２課に提出する。

　　　　　　　　　　　　　　　↓

２管理第２課にて受付の後、技術審査（砂防法6条指定がある場合）を経て、許可をする。（＊姫路土木事務所管理第２課受付より、許可までは通常約３～６週間を要する。）

**許可の必要な行為について**

**砂防指定区域とは・・・**（砂防法第２条）

１．目的

　土砂の流出による被害を防止するため、砂防設備を設置し、又は、当該区域で行われる一定の行為の禁止若しくは制限を行うために定められた区域です。

２．禁止、制限行為（兵庫県条例第３０号平成１５年４月１日）

（禁止行為）

　何人も、砂防設備を損壊する行為をしてはならない。（第３条）

（制限行為）

　砂防指定地内において､次に掲げる行為をしようとする者は､知事の許可を受けなければならない。（第４条）

　（１）建築物その他の工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、又は除去すること。

（２）木竹を伐採し、又は樹根を採取すること。

　（３）木竹を滑下し、又は地引により搬出すること。

　（４）土地を開墾し、又は掘削し、盛土し、切土しその他土地の形質を変更すること。

　（５）鉱物を採取し、又は土石を（砂を含む。以下同じ。）採取すること。

　（６）鉱物又は土石を集積し、又は投棄すること。

　（７）芝草を掘り取ること。

　（８）家畜を放牧すること。

　（９）火入れすること。

　（10）前各号に掲げるもののほか、治水上砂防のため支障があると認められる行為で規則で定めるもの。

**砂防指定地内制限行為許可に係る適用除外項目**

○砂防指定地管理規則　第２条（条例第４条第２項第１号の「規則で定める行為」）

　条例第４条第２項第１号に規定する「規則で定める行為」は、次に掲げるものとする。

　（１）砂防設備又は堰堤工、護岸工、管理幅を兼ねる道路等の砂防設備に準ずる施設から３メートル以上離れている土地で行う行為で次に掲げるもの

　　　ア　条例第４条第１項の許可を受けて開墾し、掘削し、盛土し、切土し、その形質を変更した土地における建築物その他の工作物（知事が定める規模を超えるものを除く。）の新築、改築若しくは増築又は除却

（平成１５年３月２８日付け砂第１２１７号県土整備部長通知）

　　　　　１　規則第２条第１号アに掲げる「知事が定める規模を超えるもの」とは、①集合住宅等の大規模なもの、②宅地において行う切土又は盛土のうち、宅地造成等規制法施行令第3条で定めるもの。ただし、周辺の土地の状況等で治水上砂防の観点から支障が認められる場合は､この限りでない.。

　　　イ　建築物その他工作物の新築、改築若しくは増築または除却で簡易なもの

　　　ウ　地表から１メートル未満の土地の掘削で当該掘削した土地を直ちに埋め戻すもの

　　　エ　地質調査のためのボーリング

　　　オ　電柱（鉄塔を除く。）の設置

（平成１５年３月２８日付け砂第１２１７号県土整備部長通知）

　２　規則第２条第１号において、同号アからオまでに定めるものの外、線類又は管類の敷設で国又は地方公共団体から道路､河川等の公共土木施設に係る占使用許可を受けている行為についても､当分の間、適用除外として取り扱うこととする。ただし、周辺の土地の状況等で治水上砂防の観点から支障が認められる場合は､この限りでない.。

（２）木竹の伐採で次に掲げるもの

　　ア　除伐、間伐、整枝等木材の保育のために通常行われる木竹の伐採

　　イ　電線の設置又は維持のために必要な木竹の伐採

　　ウ　測量又は実地調査のために必要な木竹の伐採

（３）既存の田畑における農耕又は果樹の手入れのために必要な土地の形質の変更